

令和6年度 神奈川県立追浜高等学校（定時制） 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立追浜高等学校（定時制）は、不祥事の発生をゼロにすることを目的とし、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

神奈川県立追浜高等学校（定時制）は、不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

2 目標および行動計画

(1) 【課題】法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

【目標】教育公務員としての自覚を持ち、法令遵守の意識を向上させ、公務外非行を防止する。

【行動計画】①コンプライアンスマニュアルを活用した研修会を実施し、他人事として受け止めるのではなく、自らを厳しく律するとともに、日ごろから教職員相互で注意し合う。

②管理職は、「懲戒処分の指針」及び「神奈川県職員行動指針」を説明し、教育公務員としての法令遵守等について再確認をする。

(2) 【課題】職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ）の防止

【目標】他者の人権を尊重し、良好な職場環境の維持・確保に努め、ハラスメントを防止する。

【行動計画】①職員啓発資料や事例集を参考に、職場の各種ハラスメントの理解を深め事故防止に努める。

②人権についての職場研修を実施し、意識啓発を行うとともに、些細な問題でも指摘し支え合える風通しの良い職場環境づくりを行う。

(3) 【課題】児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

【目標】生徒の人権を尊重し、わいせつ・セクハラ行為発生を未然に防止する。

【行動計画】①生徒指導、部活動等については、必ず複数の教職員で対応する。

②管理職は、授業や部活動の様子、教科準備室等の利用状況を日常的に巡視する。

③具体的事例を提示した研修会を実施し、特に経験の浅い教職員には教育公務員としての自覚と使命感、当事者意識を持たせる。

④生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、ルールを周知しすべての教職員で遵守徹底をする。

⑤管理職による個人面談を実施し、生徒とのSNSの利用状況等について実態把握を実施する。

(4) 【課題】体罰、不適切な指導の防止

【目標】生徒の人権を尊重し、わいせつ・セクハラ行為発生を未然に防止する。

【行動計画】①体罰防止ガイドラインを積極的に活用し、計画的に研修会を実施する。

②どのような行為が体罰に該当するのか正しく理解するとともに、組織的な指導を徹底する。

③管理職は、指導困難な生徒の対応を特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底する。

④教職員は、指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、生徒の理解のもと適切な指導ができるよう、日頃から指導力の向上に努める。

(5) 【課題】入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

【目標】入学者選抜業務、成績処理の誤りや調査書等の進路関係書類の誤発行を根絶する。

【行動計画】①入学者選抜業務マニュアルや点検体制における業務内容や手順を再確認し、不祥事防止に向けた取組を継続する。

②具体的事例を提示した研修会を実施し、改めて入学者選抜業務に係る事故防止の取組を徹底する。

③調査書・指導要録等の点検業務をマニュアルの適切な運用によりミスを事故にしない体制を構築する。

④個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛名と封入物を複数人で確認し、誤送付を防止する。

⑤不要となった書類をシュレッダー等により廃棄する際は、生徒の解答用紙などが誤って混入していないか確認しながら作業を行う。

(6) 【課 題】個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

【目 標】個人情報の適正管理及び情報セキュリティ対策を適切に行い、情報の取り扱い、紛失・流失を防止する。

【行動計画】①コンピュータ利用・情報セキュリティ・文書管理に関するルールの理解と定着を図る。

②具体的事例を提示した研修会を実施し、改めて個人情報に係る事故防止の取組を徹底する。

③個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛名と封入物を複数人で確認し、誤送付を防止する。

④不要となった書類をシュレッダー等により廃棄する際は、確認しながら作業を行う。

(7) 【課 題】交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

【目 標】交通法規の遵守に努めるとともに、安全運転を行い、交通違反や交通事故を防止する。飲酒運転は絶対に行わない。

【行動計画】①出発前には運転前点検を行い、交通ルールを守ることを常に念頭において運転し、体調不良や疲労を感じる時などは、注意力散漫になりがちになるため、自動車の運転は控える。

②飲酒が予定されている場合は、自動車等を運転して、勤務先や最寄り駅まで行かないようにする。

③飲酒の席に同席した人が自動車等を運転して来ていないか気を配り、運転する人には酒を勧めない。飲酒した人が自動車等を運転して帰るのを止め、飲酒した人の運転する自動車等には同乗しない。

(8) 【課 題】業務執行体制の確保等

【目 標】円滑な業務執行にむけて、グループや学年、各教科において情報の共有と業務改善を推進する。

【行動計画】①配付文書や回答等の起案を徹底し、確実な点検をすることにより、ミス防止と遺漏のない進行管理を行う。

②教職員の情報共有と業務協力により、一人ひとりの負担を軽減し、組織としての質の高い業務遂行を図る。

(9) 【課 題】財務事務等の適正執行

【目 標】県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。

【行動計画】①公費執行手続きを徹底すると共に、私費会計処理の手引きに従って適切な処理をする。

②会計処理に係る担当者だけでなく、複数の職員で定期的に執行状況等を点検する。

③現金の取扱いについて注意喚起し、現金一時預かりは、鍵のかかる金庫等に保管し、複数の職員で保管確認をする。

3 研修計画

内 容	
4月	○児童・生徒の個人情報の取扱い
5月	○わいせつ・セクハラ行為の防止
6月	○定期試験・成績処理の事故防止
7月	○体罰、不適切な指導の防止
8月	○服務規律の遵守
9月	○個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ
10月	○適切な私費会計の取扱い
11月	○飲酒運転の根絶
12月	○入学者選抜の事故防止
1月	○職場のハラスメントの防止
2月	○コンプライアンス意識の醸成
3月	○風通しの良い職場づくり（適切な業務執行体制の整備）

4 実施総括・検証・評価

(1) 検証

2に規定する目標、行動計画をもとに、令和7年3月初旬までに実施状況を確認し、検証を踏まえた「実施結果」を取りまとめ、ホームページへ掲載する。

5 次年度不祥事ゼロプログラムの策定

令和6年度の不祥事ゼロプログラムの検証・評価を踏まえ、令和7年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。